



名城支部だより

2014年
2月20日発行
新春号

発行所

(公社) 愛知県宅地建物取引業協会 名城支部 〒462-0844 名古屋市北区清水2-4-10 川辺ビル1F東側、北入口
<http://www.takken-neijo.com/index.html> info@takken-neijo.com

ご挨拶

支部長 河本正三

寒さが厳しい冬ほど春には美しい花が咲くと聞きます。

日頃皆様には支部事業にご理解、ご協力頂き感謝申し上げます。昨年はブロック別懇談会を開催し、大変有意義な会で良かった、という感想を頂きました。新年会も161名の方々に出席頂き、盛大に行うことが出来ました。

支部事務所移転につきましては、本部理事会（1月21日）において新事務所への移転が承認されました。これも、ひとえに会員の皆様のご理解とご協力の賜であります。平成11年より使用させて頂き、慣れ親しんだ事務所には、諸先輩が築かれた歴史も有る為、感無量の思いがあります。新事務所については、昨年準備委員会を立ち上げ会議を重ね検討した結果、今年の3月4日より業務の開始を予定しています。ぜひ多くの会員の方々に気軽に立ち寄って、ご利用頂きたいと思います。

また、昨年10月1日より事業協同組合は、すべての会員が平等に利用できる愛知宅建サポート（株）に移行されましたので、こちらも積極的に利用して頂きますようお願いします。

最後に皆様のお陰で支部長として2期4年間務めさせて頂きましたが今期で退任させて頂くことになりました。会員そして役員の皆様には大変お世話になり、心よりお礼申し上げます。

今後の皆様のご商売の繁盛とご健勝を祈念し、ご挨拶とさせて頂きます。



支部事務所移転のご案内

住 所：名古屋市北区大曾根2-1-22 大曾根不動産ビル1階
TEL/FAX: TEL(052) 325-3033 FAX(052) 910-1233
専用駐車場：地下1階3台～4台

平成26年3月4日（火）より業務開始予定。



委員会紹介

公益事業委員会

公益事業委員長 田之上 浩

① 支部企画研修会

公益事業委員会の最大の事業の一つです。毎年10～11月頃に開催いたしますが、宅建協会が公益社団法人となり、一般社団法人の時に較べますと事業予算がかなり増えましたので、うれしい反面、事業計画にかなり苦心しております。本年度は東名支部さんとの合同研修会を11月に開催し、また2月には研修見学会を開催いたしました。

支部企画研修会の講演は本部主催の統一研修会に負けない内容と思っておりますが、会員の出席率を比較しますと統一研修会に劣ります。何とか同じくらいの出席率にしたいと思っていますので、支部会員の皆様に出席していただきますようお願い申し上げます。

② 地域事業

こちらは毎年10月の第3日曜日に開催されます、東区・北区両区民まつりに協賛参加し、無料相談所のPR及び来場者の方への協会PRとして、大人の方にはお米及び協会パンフレット等の配布、お子様方には、ゲームをやっていただき景品をお配りしています。

またこの日は、宅建主任者試験と重なり役員は殆ど試験監督員に派遣されますので、一般会員の皆様にはスタッフのご協力をいただいており、感謝しております。

③ 支部懇談会・ブロック懇談会

ここ2年ほどは、支部懇談会として一括して開催しておりましたが、今年度は役員改選時期でもありましたので、各ブロック単一の懇談会を開催いたしました。単一ブロックの懇談会は、参加された皆様からは大変好評をいただいておりますので、今後も開催を考えています。

④ 会報（名城支部だより）

支部だよりは、6月、11月、2月の3回、発行しております。昨年の冬号より、カラー化して、ぐっと読み易くなりました。担当委員は毎回試行錯誤して紙面を作っておりますので、皆様ぜひ、隅から隅まで読んでみてください。

⑤ ホームページ管理

こちらもぜひ、お目通しをお願いします。会員専用ページには、名城地区の地図もありますので、ぜひ参考にしてください。

他にパソコン何でも相談室を毎月第2金曜日に開催しております。またメール会員の皆様には毎月メールニュースを配布させていただいております。メールアドレスをまだ登録されてみえない方は、支部事務局にご連絡ください。

以上のように公益事業委員会は会員の皆様のスキルアップ並びにモラル向上のため、日々努力しておりますので、皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます。



会員動向

新入会員の皆様



緑葉建設
岩塚 真

弊社は、建設だけでなく、総合的にお客様の住宅取得のお役に立ちたいと考え、本支部に入会させていただきました。

当社所周辺において土地、中古住宅購入のご相談が多く寄せられるなか、建設業に身をおくだけでは期待に応えられない状況も多々ございました。本会において、宅建業を通じ、皆様とご縁をいただきながらなお一層、地域に貢献すべく取り組ませていただきます。

御指導御鞭撻の程を何卒よろしくお願ひ申し上げます。



オンリアライズ㈱
名古屋支社
高橋 智



緑丸泰
名古屋営業所
水野忠昭



積和不動産中部㈱
白壁流通営業所
石田 信

(00月00日現在)

新規入会	緑葉建設	岩塚 真（正会員） 岩塚多嘉子（準会員）	北区清水田2-24-3 TEL(915)7311 FAX(911)5595
	オンリアライズ㈱ 名古屋支社	高橋 智（正会員） 吉野芳明（準会員）	東区矢田2-701 TEL(725)3911 FAX(725)3912
	積和不動産中部㈱ 白壁流通営業所	石田 信（正会員）	東区樋木町3-70 TEL(931)2105 FAX(931)2104
	緑丸泰 名古屋営業所	水野忠昭（正会員）	北区黒川本通5-12-1 TEL(919)6277 FAX(919)6288

準会員変更	㈱ウエッジ	横野泰弘	所在地変更 B変更	藤田建設㈱	北区中味鋗2-517-3 1B→2B
	㈱ニッショーブラック川支店	石黒雅仁	準会員 (支店間移動)	㈱ニッショーブラック川支店	前川雄祐 金山支店へ
	㈱ジェイエイ名古屋サービス	新美正史	転出	スタイルプラス㈱	中支部へ
	河野製紙㈱	長船恒雄		㈱ビギン	中支部へ
	㈱ライヴズ	鎌田浩幸	準会員退会	㈱プロスパーランド	岡 司

女性部会報告

平成26年2月13日本曜日に「サイプレスガーデンホテル」にて名南東・豊田・名南・名城の4支部合同でセミナーと懇談会を行いました。

4支部の女性経営者さん、女性社員さんの皆様総勢25名がご参加下さいました。

内容としましては、1部は昼食を兼ねての懇談会。女性だけの参加ということで、他支部の方々と名刺交換をしたり気軽に交流を図ることができました。

また2部では、さくらやま総合事務所・名古屋総合税理士法人による第1部「いまさら聞けない測量の基本とトラブル」、第2部「知っている人は得をする相続税の増税対策」についてのセミナーを拝聴しました。

長時間にわたるセミナーでしたが、実際の仕事に関する興味深い内容でしたし講演後も個別相談の時間もあり、とても勉強になりました。

今後もこのようなセミナー等を企画してまいりますので、セミナー等女性部会の活動に興味のある女性会員の皆様には是非女性部会に入部していただき、ご参加下さいますようお願い致します。



支部研修見学会 セキスイハイム工場見学

平成26年2月13日木曜日に参加者42名で、「セキスイハイム豊橋工場」へ行ってきました。

豊橋工場の敷地はかなり広く、生産ラインの工場が二棟（建築面積：11,700m²、延床面積：16,700m²）や体験実験スペース等が点在し、全て周ろうとすると4～5時間は掛かるそうですが、今回は約2時間の滞在で生産ラインの見学と体験実験に参加してきました。

体験実験といつても種類はいろいろありますが、今回は地震体験実験を体験させていただき、また地震の怖さを身をもって経験することができました。

担当の方々と参加者の皆様との質疑応答の時間もあり、とても有意義な研修見学会だったと思います。



ごあんない

支部総会

開催日 平成26年4月22日(火)

場所 名古屋ガーデンパレス

※詳細は後日、宅配にて

「月刊不動産流通」2013年6月号より転載

vol.365

国土交通省 土地・建設産業局不動産業課

関連法規

宅地建物取引主任者証の持つ役割について教えてください



【宅地建物取引主任者証とは?】

宅地建物取引主任者は、取引の関係者から請求があったときおよび重要事項の説明をするときは、請求をした者あるいは説明の相手方等に対して宅地建物取引主任者証（「取引主任者証」と略称します）を提示しなければならないこととなっています。これは、取引主任者による名義貸しを防止し、不正な取引を防止する趣旨です。

そこで、取引主任者証は、証を所持している者がその証において取引主任者であると証明されている者に相違ないことを示すため、取引主任者証の表面には、取引主任者であることの表示のほか本人と見分けがつく程度の大きさの写真を貼付することとされており、また①氏名、生年月日および住所、②登録番号および登録年月日、③交付年月日、④有効期間の満了する日が記載されています。

【取引主任者証の有効期間は?】

取引主任者証の制度は、「証により証明されている者が間違いなく重要事項説明を行っている」ということを、説明を受ける一般国民のモニター・システムによって担保しようとするものであり、あとから記載事項に改ざんが加えられないようにする必要があります。このため、取引主任者証には5年の有効期間を設け、その期間経過後は無効となります。しかし、期間の更新は認められており、更新後には、その取引主任者が現に有する取引主任者証と引換えに

新たに有効期間5年の取引主任者証が発行されます。

【書き換え交付および再交付について】

取引主任者は、その氏名または住所を変更したときは、変更の登録の申請とあわせて、取引主任者証の書き換え交付を申請しなければなりません。なお、住所のみの変更の場合は、当該取引主任者が現に有する取引主任者証の裏面に変更した後の住所を記載することをもってこれに代えることができます。

また、取引主任者証を亡失し、滅失し、汚損し、または破損したときは、取引主任者証の再交付を申請することができます。申請理由が亡失または滅失であるときは、取引主任者は、取引主任者証の亡失によってその再交付を受けた後に、亡失した取引主任者証を発見したときは、速やかに、発見した取引主任者証を返納しなければなりません。一方、申請理由が汚損または破損であるときは、汚損または破損した取引主任者証と引換えに再交付が行われます。

【取引主任者証の返納・提出について】

取引主任者は、登録が消除されたとき、あるいは取引主任者証が効力を失ったときは、速やかに、取引主任者証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければなりません。また、取引主任者が監督処分として事務禁止処分を受けたときも、速やかに交付を受けた都道府県知事に提出しなければなりません。
(文責: 杉内香織)